

## 【 注 意 事 項 】

定期申込みならびに施設ご利用の際、必ず下記の事項を厳守してください。

### 定期申込みに関すること

- ・「自転車駐車場定期使用申込書」は、事前にご記入の上、提出してください。
- ・定期利用料金は、お釣りが発生しないよう、事前にご準備ください。
- ・月の中途に当月分を申し込まれても、1月分の定期利用料が必要です。（日割計算はいたしません。）
- ・既納の使用料は、市長が特別の理由があると認めるとき以外は、還付いたしません。

### 定期駐車券（ICカード）と定期駐車票（シール）に関すること

- ・「自転車駐車場定期使用申込書」と定期利用料金の提出と引き換えにお渡しする「定期駐車券」（ICカード）の裏面に記載の、以下の注意事項を厳守してください。

#### ◀裏面記載内容▶

- ・指定された位置に駐車し、必ず施錠してください。（二重施錠にも心掛けてください。）
  - ・この券は交付を受けた人以外は使用できません。
  - ・本券の有効期間が終了したら返却してください。
  - ・定期更新される場合は、有効期限までに定期券更新機にて手続きを行ってください。（有効期限を過ぎると使用できません。）
  - ・駐輪中の自転車の盗難・破損・その他の事故については、一切責任を負いません。
  - ・放置されたと認められた場合には、処分しますので、注意してください。
  - ・自転車事故の保険等に加入してください。
  - ・本券は直射日光・高温となる場所に置かないでください。
  - ・本券を曲げたり、叩いたりしないでください。
  - ・その他、草津市立自転車駐車場条例、同条例施行規則および係員の指示に従ってください。
- ・「定期駐車券」（ICカード）を紛失し、再発行する場合は、実費相当分の金額をお支払いいただきます。
  - ・「定期駐車票」（シール）は、必ず自転車の後輪部等に貼ってください。

### 定期更新に関すること

- ・定期契約を更新される場合は、「草津駅西口第2自転車駐車場（以下、西口第2）」内に設置しています『定期更新機』にて、更新してください。（機械による更新手続き）
- ・更新期間は、更新月の前月の21日から月末までとなります。
- ・月末までに更新をされなかった場合は、解約扱いとなりますので、ゲートの入退場もできません。
- ・更新手続きの際、西口第2のご利用者様に迷惑がかからないように、周りに注意してください。
- ・更新手続きの際、自転車は西口第2施設内の所定の場所に停めるなど、周囲に迷惑がかからないように注意してください。
- ・更新手続きの際、定期更新機にトラブルや故障が生じた場合は、機械背面部のインターホンを通してサポートセンターとやり取りをしてください。（西口第2の係員による機械トラブルの対応は一切できませんので、あらかじめご了承ください。）
- ・更新手続きの際、定期更新機から更新後の新たな定期駐車票（シール）が発行されますので、必ず新しいシールに貼り替えてください。

### 定期解約に関すること

- ・定期契約を更新しない場合は、定期駐車券（ICカード）を、草津市役所交通政策課もしくは草津駅西口第2自転車駐車場の窓口に返却してください。